

第 56 号 議 案

平成 29 年 12 月 20 日
総 務 課
任 用 給 与 課

東京都人事委員会規則等の一部改正について（人事管理関係・給与関係・勤務時間関係）

標記の件について、下記Ⅰの東京都人事委員会規則については、別添 1 のとおり改正し、施行する。

また、下記Ⅱの東京都規則等の一部改正については申請・協議（別添 2）のとおり承認・同意し、下記Ⅲの人事委員会承認事項の一部改正については申請（別添 3）のとおり承認する。

記

Ⅰ 東京都人事委員会規則の一部改正（別添 1）

- 1 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

Ⅱ 東京都規則等の一部改正（別添 2）

- 1 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（申請・協議）
- 2 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（申請・協議）
- 3 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 4 学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 5 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 6 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 7 農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則
- 8 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 9 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

Ⅲ 人事委員会承認事項の一部改正（別添 3）

- 1 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について
- 2 成績率の運用に関する要綱の制定について（全任命権者）

I 東京都人事委員会規則の一部改正

1 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員の退職管理に関する条例の改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 当 条 文	内 容																																																						
再就職状況の公表 第 22 条第 1 項 第 2 項	【再就職状況の公表事項の改正】																																																						
	○ 勤続 20 年以上の一般職員の公表事項を新たに規定																																																						
	※「氏名」については、職責に鑑み非公表																																																						
	○ 管理職の公表事項に離職時の所属を追加																																																						
	＜公表事項＞ ※ 第 18 条第 1 項各号にて届出事項を規定																																																						
	<table><tr><th>届出事項</th><th>対象者</th><th>勤続20年以上 の一般職員</th><th>課 長 級 以 上 の 職 員</th></tr><tr><td>氏 名</td><td>(第 1 号)</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>生年月日</td><td>(第 2 号)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>離職時の所属</td><td>(第 3 号)</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>離職時の職</td><td>(第 4 号)</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>離職日</td><td>(第 5 号)</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>現住所</td><td>(第 6 号)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>再就職先の名称</td><td>(第 7 号)</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>再就職先の所在地</td><td>(第 8 号)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>再就職先における役職</td><td>(第 9 号)</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>再就職先の業務内容</td><td>(第10号)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>再就職日</td><td>(第11号)</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>再就職先における勤務形態</td><td>(第12号)</td><td></td><td></td></tr></table>			届出事項	対象者	勤続20年以上 の一般職員	課 長 級 以 上 の 職 員	氏 名	(第 1 号)		○	生年月日	(第 2 号)			離職時の所属	(第 3 号)	○	○	離職時の職	(第 4 号)		○	離職日	(第 5 号)	○	○	現住所	(第 6 号)			再就職先の名称	(第 7 号)	○	○	再就職先の所在地	(第 8 号)			再就職先における役職	(第 9 号)	○	○	再就職先の業務内容	(第10号)			再就職日	(第11号)	○	○	再就職先における勤務形態	(第12号)		
	届出事項	対象者	勤続20年以上 の一般職員	課 長 級 以 上 の 職 員																																																			
	氏 名	(第 1 号)		○																																																			
	生年月日	(第 2 号)																																																					
	離職時の所属	(第 3 号)	○	○																																																			
	離職時の職	(第 4 号)		○																																																			
	離職日	(第 5 号)	○	○																																																			
	現住所	(第 6 号)																																																					
再就職先の名称	(第 7 号)	○	○																																																				
再就職先の所在地	(第 8 号)																																																						
再就職先における役職	(第 9 号)	○	○																																																				
再就職先の業務内容	(第10号)																																																						
再就職日	(第11号)	○	○																																																				
再就職先における勤務形態	(第12号)																																																						
施 行 期 日	平成 30 年 4 月 1 日																																																						
附則																																																							

Ⅱ 東京都規則等の一部改正

1 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（申請・協議）

扶養手当における認定要件の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
扶 養 親 族 の 認 定 等 第 5 条 第 2 項 第 1 号	【扶養認定に係る収入限度額の引下げ】 （現 行）年間 140 万円未満 → （改正後）年間 130 万円未満
扶 養 手 当 に 係 る 特 例 措 置 附 則 第 2 条 第 1 項 第 2 項 附 則 第 3 条 第 1 項 第 1 号 第 2 号 第 2 項	【規則で定める場合（激変緩和措置を適用する場合）】 平成 30 年 3 月 31 日（以下「基準日」という。）に扶養している親族のうち、その者の年間の収入が 130 万円以上 140 万円未満である場合で、同年 4 月 1 日以後引き続き 130 万円以上 140 万円未満である場合 【扶養認定の特例】 上記の場合には扶養親族として認定 【規則で定める額】 次の①と②を合計して得た額 ① 附則第 2 条第 2 項の規定により認定を受ける扶養親族 ・扶養親族 1 人につき給与条例で定める手当額×1/2 ② ①以外の扶養親族 ・本則どおり 【特定加算の取扱い】 上記①の算定に当たり、基準日において特定加算の対象でない子が、平成30年 4 月 1 日以後に特定加算の対象となる場合であっても、当該子に係る特定加算は算定に含めない。 ※ 特定加算 満15歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までにある子一人につき4,000円加算
施 行 期 日 附 則 第 1 条	平成 30 年 4 月 1 日

【参考 職員の給与に関する条例 附則第 8 項 （平成 29 年 11 月 29 日委員会付議済）】

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める場合における第 10 条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、同条第 3 項及び第 4 項中「額とする」とあるのは「額の範囲において人事委員会の承認を得て東京都規則で定める額とする」とする。（平成 30 年 4 月 1 日施行）

2 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（申請・協議）

「Ⅱ」の「1」と同様の改正を行う。

3 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

級格付制度の廃止等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
行（一）四級等職員及び行（一）五級等職員 第3条の2	【級格付制度の廃止に伴う規定整備】 行（一）四級等職員及び行（一）五級等職員の定義から級格付者を除外するための文言を削除
職務段階別加算 第6条の4 別表第2	【級格付制度の廃止に伴う規定整備】 ○ 職員の給与に関する条例第21条第4項第1号に掲げる職務段階別加算の支給対象者から級格付者を除外するための規則委任規定が削除されたことに伴う規定整備 ○ 職務段階別加算の支給対象者及び加算割合を定めた表から級格付者に係る文言を削除
文 言 整 備 第4条第1項	【文言整備】 「 <u>前条</u> の在職期間は」 → 「 <u>第三条</u> の在職期間は」
施 行 期 日 附則	平成30年4月1日 第4条第1項については公布の日（平成29年12月22日予定）

4 学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「3」と同様の改正を行う。

5 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

給与条例の改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
成 績 率 第 3 条 の 4 第 1 項 <	

6 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「5」と同様の改正を行う。

7 農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

級格付制度の廃止に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
支 給 額 第3条第1項第1号	【級格付制度の廃止に伴う規定整備】 支給対象者から級格付者を除外するための文言を削除
施 行 期 日 附則	平成30年4月1日 施行日前に改正前の規定により支給することとなった農林漁業普及指導手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

8 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1時間単位の年次有給休暇の上限撤廃等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
年次有給休暇の単位 第11条第1項 第2項 第3項 第4項 第5項	【1時間単位の年次有給休暇の上限撤廃】 ○ 1時間単位の年次有給休暇の年間取得上限（5日）を廃止 ○ 年次有給休暇について、職員が1日で請求した場合に半日又は1時間単位で、半日で請求した場合に1時間単位で与えてはならないことを明示 【年次有給休暇の単位に係る規定整備】 ○ 勤務日ごとの勤務時間数が同一でない職員については、年次有給休暇を半日（4時間分）又は1時間単位で与えることを明示 ○ 項ずれ等に伴う文言整備
子どもの看護休暇 第22条の3第1項	【子どもの看護休暇の取得要件の拡大】 ○ 予防接種・健康診断受診に伴う子どもの看護休暇の取得について、「小学校就学の始期に達するまでの子」とする限定を廃止
年次有給休暇の特例 本体附則第3条	【1時間単位の年次有給休暇の上限撤廃】 ○ 年度途中で国や他団体などから異動してきた職員の年次有給休暇の使用について、1時間単位の年次有給休暇の取得上限（5日）に達している場合の規定を廃止
施 行 期 日 附則	平成30年4月1日 子どもの看護休暇に関する改正規定（第22条の3）は平成30年1月1日に施行

9 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「8」と同様の改正を行う。

Ⅲ 人事委員会承認事項の一部改正

1 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について

平成29年の人事委員会勧告に伴う条例・規則の改正により、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容																				
成績率の内容 第3	【勤勉手当の支給割合の引上げに伴う規定整備】 ○ 平成29年12月に支給する勤勉手当 (局長級) ・ 勤勉月数 0.95月(現行) → 1.05月 (改正後) <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th><th>成績率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td><td><u>1.05超～1.2443月</u> の範囲で 支給の都度定める</td></tr> <tr> <td>中位</td><td><u>0.9765～1.05月</u> の範囲で 支給の都度定める</td></tr> <tr> <td>下位</td><td><u>0.924月</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるもの の成績率は、<u>1.05月</u></td></tr> </tbody> </table> (現 行) <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th><th>成績率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td><td>0.95超～1.0867月 の範囲で 支給の都度定める</td></tr> <tr> <td>中位</td><td>0.8835～0.95月 の範囲で 支給の都度定める</td></tr> <tr> <td>下位</td><td>0.836月</td></tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるもの の成績率は、0.95月</td></tr> </tbody> </table>	段階	成績率	上位	<u>1.05超～1.2443月</u> の範囲で 支給の都度定める	中位	<u>0.9765～1.05月</u> の範囲で 支給の都度定める	下位	<u>0.924月</u>	総務局長が別に定めるもの の成績率は、 <u>1.05月</u>		段階	成績率	上位	0.95超～1.0867月 の範囲で 支給の都度定める	中位	0.8835～0.95月 の範囲で 支給の都度定める	下位	0.836月	総務局長が別に定めるもの の成績率は、0.95月	
段階	成績率																				
上位	<u>1.05超～1.2443月</u> の範囲で 支給の都度定める																				
中位	<u>0.9765～1.05月</u> の範囲で 支給の都度定める																				
下位	<u>0.924月</u>																				
総務局長が別に定めるもの の成績率は、 <u>1.05月</u>																					
段階	成績率																				
上位	0.95超～1.0867月 の範囲で 支給の都度定める																				
中位	0.8835～0.95月 の範囲で 支給の都度定める																				
下位	0.836月																				
総務局長が別に定めるもの の成績率は、0.95月																					
附 則	平成29年12月22日から施行し、平成29年12月1日から適用する。																				

2 成績率の運用に関する要綱の制定について（知事・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・漁業調整委員会）

平成29年の人事委員会勧告に伴う条例・規則の改正により、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容				
行（一）5級等職員 の成績率の内容 第4	【勤勉手当の支給割合の引上げに伴う規定整備】				
	○ 平成29年12月に支給する勤勉手当 (部長級)				
	・ 勤勉月数 1.20月（現行） → 1.30月				
				改正後	現 行
	段階	評価	配分	成績率	成績率
	最上位	5	10%	支給の都度定める (上限：1.80月)	支給の都度定める (上限：1.65月)
	上位	4	20%		
中位	3	50%	1.209月	1.116月	
下位	2	20%	1.144月	1.056月	
最下位	1		0月	0月	
行（一）4級等職員 の成績率の内容 第5	(課長級)				
	・ 勤勉月数 1.10月（現行） → 1.20月				
				改正後	現 行
	段階	評価	配分	成績率	成績率
	最上位	5	10%	支給の都度定める (上限：1.80月)	支給の都度定める (上限：1.80月)
	上位	4	20%		
	中位(A)	3	10%		
中位(B)	40%		1.128月	1.034月	
下位	2	20%	1.068月	0.979月	
最下位	1		0月	0月	
行政系課長代理等 職員の成績率の内 容 第6	(課長代理級)				
	・ 勤勉月数 0.90月（現行） → 1.00月				
			改正後	現 行	
	段階	配分	成績率	成績率	
	最上位	10%	支給の都度定める (上限：1.55月)	支給の都度定める (上限：1.40月)	
	上位	30%			
	中位	60%	0.950月	0.855月	
下位	0.890月		0.801月		
対象外		1.000月	0.900月		

行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容 第 7	(主任級以下及び技能系) ・ 勤勉月数 0.90 月 (現行) → 1.00 月 <table><tr><th colspan="2"></th><th>改正後</th><th>現 行</th></tr><tr><th>段階</th><th>配分</th><th>成績率</th><th>成績率</th></tr><tr><td>上位</td><td>40%</td><td>支給の都度定める (上限：1.50月)</td><td>支給の都度定める (上限：1.35月)</td></tr><tr><td>中位</td><td rowspan="2">60%</td><td><u>0.96</u>月</td><td>0.864月</td></tr><tr><td>下位</td><td><u>0.90</u>月</td><td>0.810月</td></tr><tr><td>対象外</td><td></td><td><u>1.00</u>月</td><td>0.900月</td></tr></table>			改正後	現 行	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める (上限：1.50月)	支給の都度定める (上限：1.35月)	中位	60%	<u>0.96</u> 月	0.864月	下位	<u>0.90</u> 月	0.810月	対象外		<u>1.00</u> 月	0.900月
		改正後	現 行																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	40%	支給の都度定める (上限：1.50月)	支給の都度定める (上限：1.35月)																					
中位	60%	<u>0.96</u> 月	0.864月																					
下位		<u>0.90</u> 月	0.810月																					
対象外		<u>1.00</u> 月	0.900月																					
再任用管理職員の成績率の内容 第 8	(再任用管理職員) ・ 勤勉月数 0.525 月 (現行) → 0.575 月 <table><tr><th colspan="2"></th><th>改正後</th><th>現 行</th></tr><tr><th>段階</th><th>配分</th><th>成績率</th><th>成績率</th></tr><tr><td>上位</td><td>30%</td><td>支給の都度定める (上限：0.85月)</td><td>支給の都度定める (上限：0.80月)</td></tr><tr><td>中位</td><td rowspan="2">70%</td><td><u>0.5405</u>月</td><td>0.4935月</td></tr><tr><td>下位</td><td><u>0.51175</u>月</td><td>0.46725月</td></tr></table>			改正後	現 行	段階	配分	成績率	成績率	上位	30%	支給の都度定める (上限：0.85月)	支給の都度定める (上限：0.80月)	中位	70%	<u>0.5405</u> 月	0.4935月	下位	<u>0.51175</u> 月	0.46725月				
		改正後	現 行																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	30%	支給の都度定める (上限：0.85月)	支給の都度定める (上限：0.80月)																					
中位	70%	<u>0.5405</u> 月	0.4935月																					
下位		<u>0.51175</u> 月	0.46725月																					
再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容 第 9	(再任用課長代理級) ・ 勤勉月数 0.425 月 (現行) → 0.475 月 <table><tr><th colspan="2"></th><th>改正後</th><th>現 行</th></tr><tr><th>段階</th><th>配分</th><th>成績率</th><th>成績率</th></tr><tr><td>上位</td><td>40%</td><td>支給の都度定める (上限：0.60月)</td><td>支給の都度定める (上限：0.55月)</td></tr><tr><td>中位</td><td rowspan="2">60%</td><td><u>0.45125</u>月</td><td>0.40375月</td></tr><tr><td>下位</td><td><u>0.42275</u>月</td><td>0.37825月</td></tr><tr><td>対象外</td><td></td><td><u>0.4750</u>月</td><td>0.4250月</td></tr></table>			改正後	現 行	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める (上限：0.60月)	支給の都度定める (上限：0.55月)	中位	60%	<u>0.45125</u> 月	0.40375月	下位	<u>0.42275</u> 月	0.37825月	対象外		<u>0.4750</u> 月	0.4250月
		改正後	現 行																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	40%	支給の都度定める (上限：0.60月)	支給の都度定める (上限：0.55月)																					
中位	60%	<u>0.45125</u> 月	0.40375月																					
下位		<u>0.42275</u> 月	0.37825月																					
対象外		<u>0.4750</u> 月	0.4250月																					
再任用行政系主任級以下及び再任用技能系等職員の成績率の内容 第 10	(再任用主任級以下及び技能系) ・ 勤勉月数 0.425 月 (現行) → 0.475 月 <table><tr><th colspan="2"></th><th>改正後</th><th>現 行</th></tr><tr><th>段階</th><th>配分</th><th>成績率</th><th>成績率</th></tr><tr><td>上位</td><td>40%</td><td>支給の都度定める (上限：0.55月)</td><td>支給の都度定める (上限：0.55月)</td></tr><tr><td>中位</td><td rowspan="2">60%</td><td><u>0.4560</u>月</td><td>0.4080月</td></tr><tr><td>下位</td><td><u>0.4275</u>月</td><td>0.3825月</td></tr><tr><td>対象外</td><td></td><td><u>0.4750</u>月</td><td>0.4250月</td></tr></table>			改正後	現 行	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める (上限：0.55月)	支給の都度定める (上限：0.55月)	中位	60%	<u>0.4560</u> 月	0.4080月	下位	<u>0.4275</u> 月	0.3825月	対象外		<u>0.4750</u> 月	0.4250月
		改正後	現 行																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	40%	支給の都度定める (上限：0.55月)	支給の都度定める (上限：0.55月)																					
中位	60%	<u>0.4560</u> 月	0.4080月																					
下位		<u>0.4275</u> 月	0.3825月																					
対象外		<u>0.4750</u> 月	0.4250月																					
附 則	平成 29 年 12 月 22 日から施行し、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。																							

教育委員会、警視庁、東京消防庁についても、同様の改正を行う。



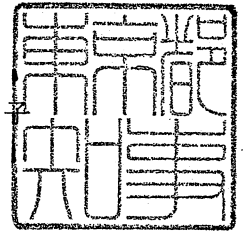
29 総人制第 589 号

平成 29 年 12 月 18 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池 百合子



給与関係規則の一部改正について（協議及び申請）

このことについて、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号。以下「給与条例」という。）の一部改正に伴い、下記のとおり規則の改正を行う必要があるため、改正後の給与条例第 23 条の規定に基づき協議をするとともに、同条例第 21 条第 5 項、第 21 条の 2 第 4 項、第 22 条の 3 第 3 項及び附則第 8 項に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則

- (1) 職員の給与に関する条例施行規則（昭和 37 年東京都規則第 172 号）
- (2) 職員の期末手当に関する規則（昭和 43 年東京都規則第 120 号）
- (3) 職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）
- (4) 農林漁業普及指導手当に関する規則（昭和 39 年東京都規則第 252 号）

2 改正理由

給与条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり



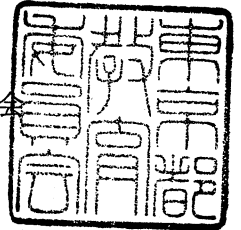


29教人勤第225号

平成29年12月18日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会 全



学校職員の給与に関する条例施行規則の改正等について（協議及び申請）

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）の一部改正に伴い、別紙のとおり諸規定を整備する必要があるので、改正後の学校職員の給与に関する条例第25条等の規定に基づき協議及び承認方申請します。



名 称	番 号	根拠規定	備考
学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第25条及び同条例付則第7項	協議・承認申請
学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第24条第4項及び第5項	承認申請
学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第24条の2第2項及び第4項	承認申請

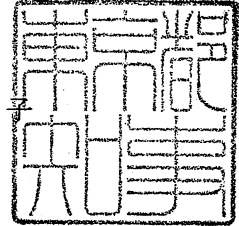
29 総人職第 835 号

平成 29 年 12 月 18 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池 百合子



職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 14 条等に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年東京都規則第 55 号）

2 改正の理由

平成 30 年度から時間単位の年次有給休暇の上限を見直すこと等に伴い、必要な規則を改正する必要があるため

3 改正案文

別添のとおり



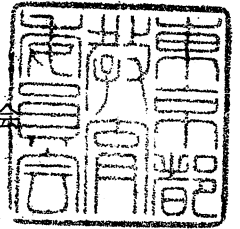


29教人勤第240号

平成29年12月18日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会



学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成7年東京都教育委員会規則第5号）の一部を下記のとおり改正したいので、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号）第15条第4項及び第17条第2項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則

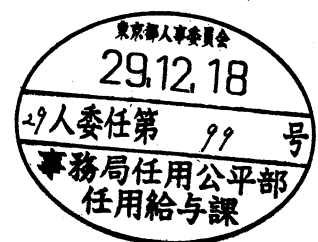
学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成7年東京都教育委員会規則第5号）

2 改正の理由

平成30年度から時間単位の年次有給休暇の上限を見直すこと等に伴い、必要な規則を改正する必要があるため

3 改正案文

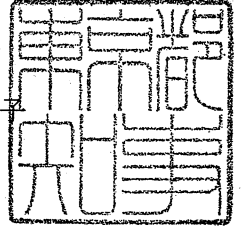
別添のとおり



29総人第1332号
平成29年12月18日

東京都人事委員会 殿

東京都知事 小池 百合子



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第3条の4第1項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する要綱

局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について（平成23年3月24日付22人委任第131号承認）【別紙】

2 適用年月日

平成29年12月22日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

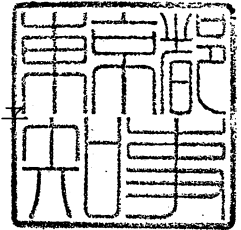




29 総人制第 593 号
平成 29 年 12 月 18 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事 小池 百合子



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の
勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申
請いたします。

記

1 改正する要綱

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承
認）【別紙】

2 適用年月日

平成 29 年 12 月 22 日から施行し、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。





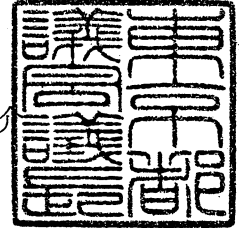
29 議 総 第 942 号

平成 29 年 12 月 18 日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長

尾 崎 大 介

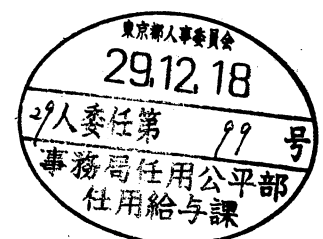


人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正については、平成 29 年 12 月 18 日付 29 総人制第 593 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

- 1 成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）



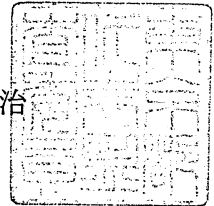
29 監 総 第 802 号

平成 29 年 12 月 18 日

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員

友 渕 宗 治



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正については、平成 29 年 12 月 18 日付 29 総人制第 593 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

- 1 成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）



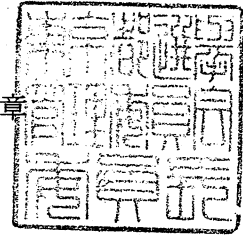


29 選総第 1227 号
平成 29 年 12 月 18 日

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会

委員長 宮崎 章



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正については、平成 29 年 12 月 18 日付 29 総人制第 593 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

- 1 成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）

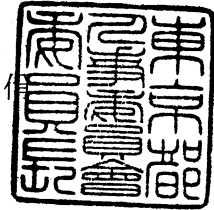




29 人委総第 763 号
平成 29 年 12 月 18 日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会
委員長 青山 佳



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正については、平成 29 年 12 月 18 日付 29 総人制第 593 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

- 1 成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）

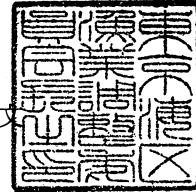




29 東京漁調第92号
平成29年12月18日

東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会
会長 有元 貴文



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正については、平成29年12月18日付29総人制第593号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

- 1 成績率の運用に関する要綱の制定について（平成16年11月24日付16人委任第114号承認）



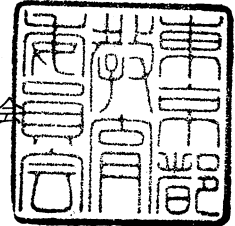


29教人勤第228号

平成29年12月18日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第3条の4第1項及び改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都教育委員会規則第16号）第3条の4第1項の規定に基づき申請します。

記

1 改正する要綱

(1) 成績率の運用に関する要綱

（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）【別紙1】

(2) 教育職員等の成績率の運用に関する要綱

（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）【別紙2】

2 適用年月日

平成29年12月22日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

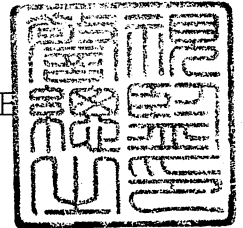




監．警．給．審第4890号
平成29年12月18日

東京都人事委員会 殿

警視総監
吉田 尚 正

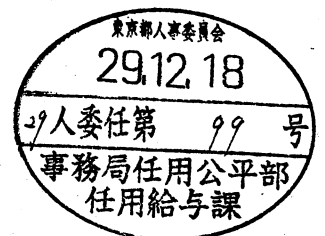


人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第3条の4第1項の規定に基づき申請いたします。

記

- 1 改正する要綱
勤勉手当の成績率に関する運用要綱（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）【別紙】
- 2 適用年月日
平成29年12月22日から施行し、平成29年12月1日から適用する。





29人職第1037号

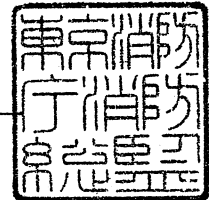
平成29年12月18日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁

消防総監

村上 研一



人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第3条の4第1項の規定に基づき申請します。

記

1 改正する人事委員会承認事項

東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）（別紙）

2 適用年月日

平成29年12月22日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

